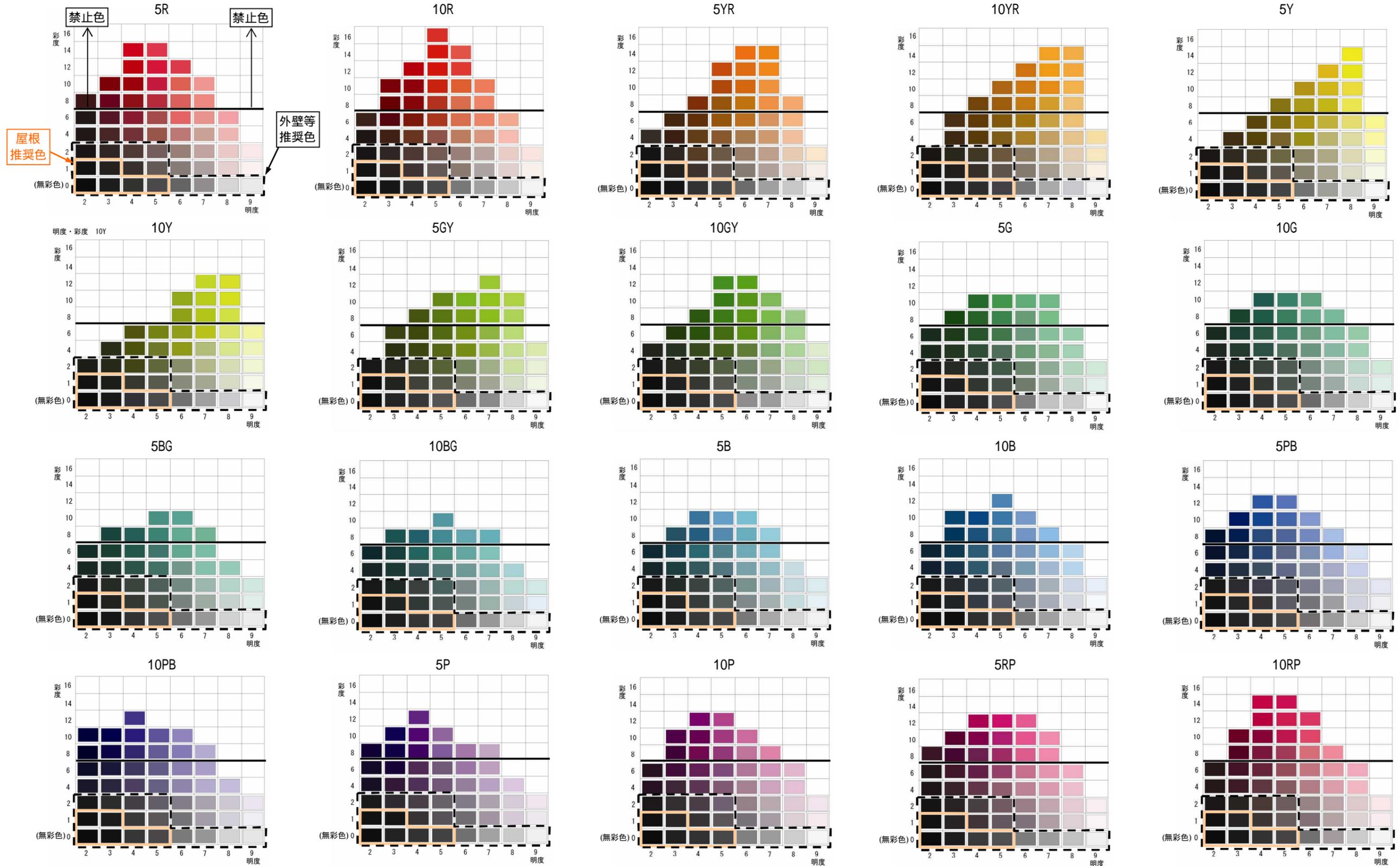


第8節 「歴史景観エリア」「市街地景観エリア」「自然景観エリア」における色彩制限



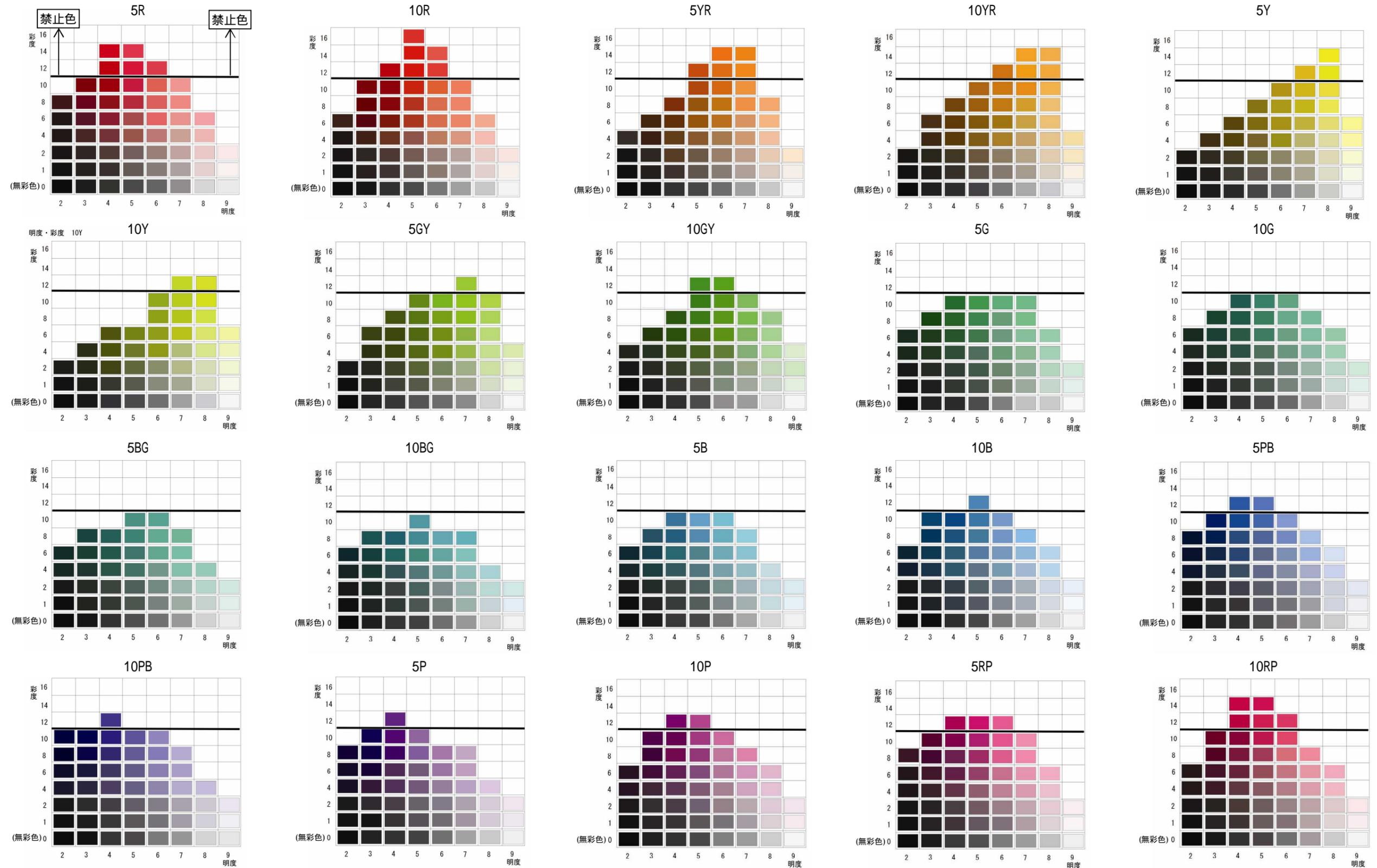
印刷物であるため、実際の色とは異なることがある。
 使用可能な色であっても、基調色*として用いるものについては、特に周辺景観と調和するように配慮する。
 アクセントカラー*として用いるものについては、禁止色も利用可能とする。

禁止色：使用を禁止する色彩*。(彩度* = 8.0 以上の色彩*)

推奨色：歴史的景観との調和を図るために推奨する色彩*。なお、あくまで推奨色であるため、周辺の状況等により変化することがある。

【凡例】 ————：禁止色ライン ————：建築物の屋根(庇含む)の推奨色 - - - -：建築物の外壁等及び工作物の推奨色

第9節 「駅前大通り景観エリア」「沿道景観エリア」における色彩制限



印刷物であるため、実際の色とは異なることがある。

使用可能な色であっても、彩度* 8以上を用いるものについては、駅前大通り景観エリアでは特に大通りの景観、沿道景観エリアでは周辺の自然景観に違和感を与えないように配慮する。
アクセントカラー*として用いるものについては、禁止色も利用可能とする。

【凡例】 ———— : 禁止色ライン

禁止色：使用を禁止する色彩*。(彩度* = 12.0 以上の色彩*)